

可児市内事業者各位

令和3年4月

可児商工会議所

緊急事態宣言解除後のモニタリング検査について

日頃より、当所の事業活動に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の予兆検知のために実施する標記の検査について、岐阜県より県内事業所における「団体検査型」の実施に向け、検査を希望する事業所のとりまとめの依頼がありました。

つきましては、別紙「①検査の概要・②検査の流れ・③申込後の流れ」をご確認いただき、検査希望の場合は、お申込み下さい。

○申込方法 下記申込書をご送付下さい。

(7月前でも想定人数に達した場合終了になります)

○問合せ先 岐阜県健康福祉部感染症対策推進課

電話 058-272-1111 (内線4987)

可児商工会議所 総務課

電話 0574-61-0011

○その他 検査は、県内事業所に勤務する方に限られます。

「モニタリング検査」申込書

令和3年 月 日

可児商工会議所 総務課行き (FAX 0574-63-1856)

①事業所名 _____

②住所 _____ (〒509-)

③業種 _____ ④事業所従業員数 _____ 人

⑤担当部署名 _____ ⑥担当者名 _____

⑦電話番号 _____ (内線 _____)

⑧実施希望時期(4月中旬～7月末まででお願いします) _____

※従業員数に制限はありません。

※県内の申込状況等でご希望に添えないこともあります。

①モニタリング検査の概要

モニタリング検査とは、緊急事態宣言が解除された地域等での感染再拡大を早期に探知するよう、繁華街等において幅広く P C R 検査を行って感染状況をモニタリングするとともに、そのデータを分析して感染拡大の予兆を早期に探知し、早期の対応につなげるための検査です。

- 1 対 象：緊急事態措置区域であった 11 都府県 + 北海道・沖縄
- 2 検査方法：唾液 P C R 検査 ※当該検査は行政検査には該当しません。
- 3 実施時期：緊急事態宣言の解除後から当面の間
- 4 検査規模：当面 1 日 100 件、徐々に増やし 1 日 300 ~ 500 件程度。
全国で 1 日 1 万件規模を目指します。
- 5 検査場所：「繁華街・歓楽街」「事業所」「学校」「駅」など
- 6 検査手法：以下の 3 つの手法で実施します。
 - ・テントを設置し検査キットを配布する「スポット配布型」
 - ・事業所単位で行う「団体検査型」 ※今回、実施を依頼するものです
 - ・健診機関にて行う「健診時実施型」

※検査場所等については、非公表とする予定です。

②モニタリング検査の流れ「団体検査型」

- 1 事業者側で検査会場を設置し、被検査者を集合させます。
- 2 事業者及び被検査者は、アプリをスマホにダウンロードし、必要な情報を入力します。
- 3 検査キットを配布します。
- 4 被検査者は、自宅で唾液を採取します。
- 5 検体採取後、検査キットを回収します。
- 6 事業者が検体梱包し、検査機関へ提出します。(又は、国の委託業者が回収します。)
- 7 検査結果は 2 ~ 3 日後、事業者、被検査者双方に専用アプリ等で通知されます。
- 8 事業者から陽性者へ、医療機関への受診勧奨を行います。
- 9 陽性者は医療機関を受診し、改めて陽性であった場合、医療機関から保健所に報告します。

※検査の詳細については、国が事業を委託した団体から説明があります。

※検査キットによる費用は無料ですが、陽性であった場合の医療機関における受診料は負担いただくことになります。

③申込後の流れ（予定）

- *岐阜県担当者から事業所へ連絡があります。
- *その後、国の委託業者から連絡があります。（詳細を相談）